

「公益通報者保護専門調査会 報告書」について

内閣府 消費者委員会 事務局

1. はじめに

消費者委員会は、内閣総理大臣から、公益通報者保護法について「規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討すること」の諮問を受け、公益通報者保護専門調査会での審議を再開し、平成30年12月に、各論点について方向性を取りまとめた報告書をホームページ上で公表した^{※1}。

2. 報告書の概要

報告書の内容は多岐にわたるが、以下では、いくつかの論点について、その概要を紹介したい。

(1) 通報者の範囲

ア 退職者

現行法では「労働者」（労働基準法9条参照）に限られるが、退職者からの通報相談の件数が労働者に次いで多いことから、退職者を通報者の範囲に含めるべきとされた。

保護の対象とする退職者の範囲については、本来は制限を設けないことが望ましいが、過去に遡っての調査が困難であることや、速やかな不正の是正のために早期の通報を促すことが公益通報者保護法の趣旨に沿うことなどから、保護の対象を退職後一定期間内の者に限定する場合には、

実態等に照らして合理的な期間を設定すべきとしている。

イ 役員等

役員等は事業者の内部事情をよく知り得る立場にあり、実際に役員等からの通報により不正の是正がなされている実態があることも踏まえ、役員等についても通報者の範囲に含めるべきとされた。

また、役員等は事業者に対して善管注意義務・忠実義務を負っており、不正を発見した場合には自らその是正に努める立場にあるため、役員等が外部に通報しようとする場合には、原則として内部での是正措置の前置を求めるべきとされた。

(2) 通報体制の整備

民間事業者及び行政機関に対し、内部通報体制の整備を義務付けるべきとされた。

もともと、中小規模の民間事業者では、人手不足等から、内部通報体制を導入したとしても機能しないことも懸念される。そのため、常時雇用する労働者の数が300人以下の民間事業者については、努力義務にとどめるべきとされた（これに対し、行政機関については、民間事業者に対して率先垂範する観点から、その規模にかかわらず、内部通報体制及び外部通報対応体制の整備を義務付け

るべきとされた）。

履行すべき義務の内容については、①内部通報受付窓口の設置など、内部通報を受け付ける運用、②内部通報受付窓口を組織内で周知する運用、③通報者を特定可能な情報の共有を必要最小限の範囲にとどめる運用、④公益通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを禁止する運用が機能するような体制の整備を求めるべきとされ、新たに法律に基づき指針を策定し、その中で、組織ごとの事情に応じて柔軟な体制を取り得ることを示すこととされた。

(3) 不利益取扱いに対する行政措置

公益通報者保護法の施行後も、通報者が通報したことを理由に不利益取扱いを受けた事実が生じるなど、現行の民事ルールだけでは、不利益取扱いに対する抑止の効果が十分であるとして、不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置（助言、指導、勧告に加え、勧告に従わない場合の企業名公表を導入すべきとされた）。

3. 今後について

今後は、政府において、答申の内容も踏まえ、法改正に向けた更なる検討が行われる予定である。

※1 <http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/koueki/index.html>